平成２２年（フ）第１３３号
佐賀県唐津市鎮西町丸田7138番地４
債務者　小峰　輝美
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
佐賀地方裁判所唐津支部
平成２３年（フ）第３号
福島県白河市大信中新城字村内10番地　金沢利夫方
債務者　金沢　　武
1　決定年月日時　平成23年１月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係
平成２２年（フ）第３２７４号
愛知県津島市金柳町字北脇205番地　ニューコーポ金柳一番館708号
債務者　田中　みや（旧姓吉岡）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第３７０７号
名古屋市瑞穂区明前町10番31号
債務者　高橋順子こと　孫　　順子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２２年（フ）第７０９２号
大阪市北区中之島６丁目１番45―404号
債務者　佐々木弘子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８４４４号
大阪市東淀川区井高野３丁目11番19―805号
債務者　イケテックこと　池口　国博
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８７９２号
大阪府茨木市太田２丁目６番24号
債務者　浦上こずえ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８９１６号
大阪府高槻市南総持寺町８番26―509号
債務者　青木　節代
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８９４４号
大阪府枚方市茄子作４丁目61番１号
債務者　藤原　瑞樹（旧姓荒久田）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８９７３号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目９番地の67
債務者　児玉　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８９７４号
大阪市西区九条３丁目12番12号
債務者　東出　　誉
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第８９９９号
大阪市西区北堀江２―６―16―203、住民票上の住所大阪府和泉市室堂町５番地の１
債務者　朝比奈修平
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９０４２号
大阪府寝屋川市大成町11番６号
債務者　川上　隆雄
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９３２５号
大阪市大正区南恩加島３丁目10番22号
債務者　森本　泰規
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９５２３号
大阪府吹田市清水10番２―201号
債務者　前田みどり
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９７９０号
大阪市此花区伝法６丁目３番３―828号
債務者　石田　昌子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９７９５号
大阪市港区弁天３丁目１番28―209号
債務者　福岡　洋平
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部
平成２２年（フ）第９９１４号
大阪府豊能郡能勢町野間中129番地
債務者　眞部由美子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部